

議案第 33 号

財産（動産）の取得について

次のとおり財産（動産）を取得するため、売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月1日提出

日野町長 埴 田 淳 一

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 購入物品 | 4 t 級除雪ホイールローダ 1 台 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金5, 885, 000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 鳥取県米子市流通町158番10
コマツ山陰株式会社米子支店
支店長 川上伸一 |

財 産 取 得 概 要 書

取得物品 4 t 級除雪ホイールローダ 1 台

納入場所 日野町内の指定する場所

納入期限 令和7年12月1日

請 負 額 5, 8 8 5, 0 0 0 円

請負業者 鳥取県米子市流通町158番10
 コマツ山陰株式会社米子支店
 支店長 川上伸一

契約内容 4 t 級除雪ホイールローダ1台の購入

仕 様	1. 機 種 名	コマツ ホイールローダ WA40-8
	2. 機 関	水冷・ディーゼル 2,189cc
	3. 全 長	4,365mm
	4. 全 幅	1,690mm
	5. 全 高	2,540mm
	6. 車両重量	3,525kg
	7. バック幅	1,690m

令和7年度日野町4t級除雪ホイールローダ購入仮契約書

発注者 日野町長 谷田淳一（以下「甲」という。）と受注者 コマツ山陰株式会社 米子支店 支店長 川上伸一（以下「乙」という。）とは下記物品の売買について、次の条項により仮契約を締結する。

（売買物品）

第1条 甲が乙より購入する物品は、次のとおりとする。

品 名	社 名 ・ 機 種 名 等	数 量	単 位
4t級除雪 ホイールローダ	コマツ ホイールローダ WA40-8 詳細は別紙仕様書のとおり	1	台

（契約金額）

第2条 物品の購入代金は一金5,885,000円とする。

（うち取引に係わる消費税及び地方消費税額535,000円）

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、免除する。

（納入期限及び場所）

第4条 乙は、物品を次の納入期限までに次の納入場所において、甲に納入しなければならない。

- 1 納入期限 令和7年12月1日
- 2 納入場所 日野郡日野町内の指定する場所

（検 収）

第5条 乙は、物品を甲の指定した場所に持ち込むときはその旨を通知し、乙立会のうえ甲の検査を受けなければならない。

- 2 乙は前項の検査に立ち会わない場合は、検査結果について異議を申し立てることはできない。
- 3 甲の検査は、特別の理由のない限り通知のあった日から7日以内に完了するものとする。

（物品の引渡し）

第6条 乙は、物品が検収に合格したときは、当該物品を甲に引き渡さなければならない。

（所有権の移転）

第7条 物品の所有権は、前項に基づき乙が当該物品を甲に引渡したとき移転するものとする。

- 2 前項の所有権の移転前に生じた物品の亡失、棄損等はすべて乙の負担とする。ただし、それが甲の重大な過失に基づくときにはこの限りでない。

（代金の支払）

第8条 売買代金の支払いは甲が物品を受領し、検収後乙の請求により、30日以内に支払うものとする。

(債権譲渡等の禁止)

第9条 乙は、第三者に対し、この契約によって生ずる債務の全部若しくはこの契約によって生ずる債権を譲渡し、又はこれらの債務を承継させてはならない。

(甲の解除権)

第10条 甲は次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1 特別の理由なくして期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- 2 契約の締結又は履行に関して、乙又はその代理人若しくは使用人に不正な行為があったとき。
- 3 乙が破産の宣告を受け、又は住所不明になったとき。
- 4 その他契約条件に違反したとき。

(補償期間)

第11条 補償期間については、所有権移転の日から起算して1年間とする。

前項の期間内において、甲の責任に起因する損傷及び消耗以外で、物品の欠陥により発生した損傷等については、すべて乙の負担において補償するものとする。

(疑義の決定)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して定める。

(特約条項)

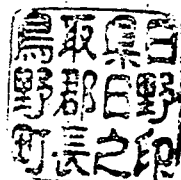
地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付し同意を得た日をもって本契約が成立したものとする。

否決された場合には締結しなかったものとし、かつこの場合において乙がこのことにより損害を生じた場合においても甲は一切その賠償の責に任じない。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 7年 4月 24日

(甲) 住 所 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
氏 名 日野町長 塔田 淳一



(乙) 住 所 鳥取県米子市流通町158番10
氏 名 コマツ山陰株式会社米子支店
支店長 川上伸一

